

答案の型

0 冒頭

法～条は(～処分は)、憲法〇条に反し違憲とならないか。

◁ 訴訟要件

司法権の限界

主張適格

私人間効

1 保障

ここで、「」とは、…をいう。

〇'をする自由が…にあてはまる旨の論証

∴保障

2 制約

～は、～することで、〇'をする自由(=具体的利益)を制約する。

∴～は、「〇〇の自由」を制約するものである。

◁ 形式審査を必要があれば挿入

3 実質審査

α = 判例型

(1) 判例解釈(=規範定立)+理由

(2) 事案が同一か=射程の検討(=あてはめ)

(3) 合憲性判定基準の定立

β = 学説型

(1) 権利の性質・重要性=保障根拠がどれだけ妥当するか

(2) 制約態様(→制約される仕組みの言語化)

(3) 合憲性判定基準の定立

4 あてはめ

(1) 目的

ア 目的の特定

(a) 法1条/立法の契機・提案理由として書かれた事実

(b) 立法事実

イ 必要不可欠性などの検討

(2) 手段

ア 適合性

イ 必要性

ウ 相当性・権衡

5 結論

♣ 目的手段審査

基準	目的	手段			
		呼称	適合性	必要性	相当性
厳格審査基準	必要不可欠	最小限度	過少包摂× 過大包摂× 観念上の想定・蓋然性×	○	相当である
厳格な合理性の基準 ≡LRAの基準	重要	実質的関連性	過大包摂△ 相当の蓋然性で○あり	○	相当である
実質的関連性の基準	重要	実質的関連性	過大包摂△ 相当の蓋然性で○あり	—	相当である
合理的関連性の基準	正当	合理的関連性	過大包摂△ 抽象的・観念的な関連性○	—	相当でないといえない
明白の基準(原則)	著しく不合理である ことが明白でない	立法目的の実現を促進 しないことが明白でない	過大包摂△ 抽象的・観念的な関連性○	—	利益の均衡を著しく 欠くことが明白
cf. 制度準拠審査	正当	制度設計が 合理的	—	—	—

↑
エビデンス
必要

↓
エビデンス
不要

厳格審査基準

そこで、目的が必要不可欠であり、かつ、手段が立法目的を達するために最小限度のものでなければ違憲であると考ええる。

厳格な合理性の基準・実質的関連性の基準

そこで、目的が重要であり、かつ、手段が立法目的との間で実質的関連性を有するものでなければ違憲であると考ええる。

合理性の基準

そこで、目的が正当であり、かつ、手段が立法目的との間で合理的関連性を有するものであれば合憲であると考ええる。

明白の原則

そこで、目的又は手段が著しく不合理であることが明白である場合に限り違憲であると考ええる。

目的

S1:目的の特定

→法1条/立法の契機・提案理由(=立法者の言う目的)

S2:目的が必要不可欠か

-1:立法事実を支えられているか

-2:i~iiiの目的か否か(及び、その重要性・高価値性)

S2:目的が重要か

-1:立法事実を支えられているか

-2:被制約利益の重要性にみあっている(権衡がとれている)か

S2:目的が正当か(目的が著しく不合理であることが明白でないか)

→vでないこと

*目的は、直接の目的であって、究極目的はない。究極目的は、目的の必要不可欠性・重要性を基礎づける要素として使う

*重要=制約されている憲法上の利益との比較による相対的な重要性

適合性 *複数の独立の目的⇒目的ごとに検討

S1:目的を促進するか

①規制対象が立法目的を阻害していることの認定

②規制手段が、①を阻止することの論証

*規制手段が立法目的を阻害しないかも検討!

(厳格審査基準⇒)

S2:①②が立法事実を支えられているか

S3:過大・過少でないか

*過少包摂⇒

~だけを規制しても、目的を達成できるとは限らない

∴適的な手段じゃない

(厳格な合理性の基準・実質的関連性の基準⇒)

S2:①②が立法事実を支えられているか

*「社会共通の認識」や「相当の蓋然性」といった「科学的な証明」よりも緩やかな立法事実で足りる場合もある

(合理性の基準⇒)

観念上の想定で足りる(立法事実を支えられていなくてよい)

(明白の原則⇒)

立法目的の実現を促進しないことが明白か否かを見る

=①・②でないことが明白でなければよい

*趣旨に逆行=目的との関連性が真逆

「明白」、「著しく」⇒規制対象が限定されている

本件各規定は、対面による情報提供及び指導においては、直接のやり取りや会話の中で、その反応、雰囲気、状況等を踏まえた柔軟な対応をすることにより、説明し又は強調すべき点について、理解を確実に確認することが可能となる一方で、電話やメールなど対面以外の方法による情報提供及び指導においては、音声や文面等によるやり取りにならざるを得ないなど、理解を確実に確認する点において直接の対面に劣るという評価を前提とするものと解されること、当該評価が不合理であるということとはできない(薬機法判決)

必要性=LRAの原則・準則

S1:代替手段の摘示

- ← α 個別法で挙げられている他の制度を挙げる ex.段階的規制、間接罰
- β 期間・範囲の限定(効果の達成できるもっと短い期間・範囲を挙げる)
- 対象, 媒体, 主体の限定
- γ 判例: 市民への啓蒙

S2:より制限的でないことの論証

S3:十分目的を達成できることの論証

S4:実現可能性の認定

- ← コスト・人員が限られている(事前規制・一律禁止は低コスト)
- ← 抜き打ちテストで OK

β 「過去5年間の行為を問題としていること, 処分期間が最長で1年に及ぶことから, 現在は危険性が低い団体が指定対象となる可能性がある。」(R3 採点実感)

「虚偽表現それ自体を規制する(=社会的混乱の回避という観点では、予防的規制)のではなく、社会的混乱が実質的に発生した場合にその混乱のみを規制する(問題が現実化してから対処)ことで立法措置①が想定している保護法益は十分守れるのではないか」目的達成との関係で予防的⇒その必要性を吟味(R1)

相当性=合理的権衡の有無

似たものとの不合理な区別があれば、相当な手段とはいえない

*合理性の基準では、目的審査、手段適合性審査は簡単にパスするから、相当性が争点

☆司法審査の範囲・限界

S1: 範囲

司法審査の及ぶ具体的争訟とは、「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)と同義であり、①当事者間の具体的法律関係の存否に関する紛争で、②法令の適用により終局的に解決することができるものをいう。

S2: 司法審査の限界

●部分社会の法理⇒地方議会・大学・政党

「法律上の争訟」であっても、自律的な法規範を有する団体における当該法規範の実現については、その自治的措置に任せるべきだから、一般市民法秩序と直接関係を有しない限り、司法審査の対象とはならないと考える。

◦地方議会への懲罰

議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるもの

議会の運営に関する事項については、議事機関としての自主的かつ円滑な運営を確保すべく、その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべき

たしかに、

議員の権利行使の一時的制限にすぎない

↓ but

地方議員は、**住民の投票により選挙され(93条2項)、議案を提出できる**

→地方議員は、憲法上の**住民自治の原則を具現化**するため、住民の代表としてその意思を反映させるべく活動する責務を負う

出席停止→会議及び委員会への出席が停止→議事に参与し議決に加わるなどの**議員としての中核的な活動**ができなくなる→住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たせない

∴裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。

*本案では、裁量の一脱濫用の有無を審査

◦政党の懲罰

甲が除名されれば、A 党の構成員たる身分を喪失し、A 党の構成員として活動を行い得なくなるから、一般市民法秩序と直接の関係を有する。

∴司法審査の対象

S3:本案

*政党の除名について

(判例)

政党のした内部自律権に属する処分が党員の一般市民としての権利利益を侵害する場合でも、その当否は、政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反する等の特段の事情のない限りその規範に照らし、規範を有しないときは条理に照らし、適正な手続に則ってされたか否かによって判断される。

∴政党の内部的自律権を尊重し、政党が組織内の自律的運営として党員に対してした処分の当否については、原則として自律的な解決に委ねるのが相当

↓ but (私見)

⑦政党は、国民がその政治的意思を国政に反映させるための最も有効な媒体であり、議会制民主主義を支える極めて重要な存在

⑧政党は、高度の**公共性**を有するから、組織や運営について**民主化**が求められる

⑨今日では、政党には、他の結社に比べて様々な**法的優遇措置**が認められているから、**一定の統制を加える必要がある**

⑩政党が選挙後に当選人決定に変更を加えることを許す繰上補充制度が、直接選挙の原則に反していないと言うためには、少なくとも選挙後の政党の除名処分が実体的に正当と言えることが必要

∴その判断が重要な事実の基礎を欠くか、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明白な場合にも、違法

*これは、政党の「結社」の自由の制約の正当化根拠ともなる

☆第三者の権利の主張適格

利害関係を有する第三者の権利の主張適格あり

①第三者の権利の実現ないし享有に当事者の行為が密接に関係

②第三者が実質上その権利を主張できない

⇒利害関係があるといえる

☆私人間効

そもそも、本件では、私人による人権の制限が問題となっている。憲法の制定経緯に照らせば、私人間においては、基本権保障規定の適用ないしは類推適用は認められない。もっとも、憲法が定める人権規定は全法秩序の最高の価値秩序であるから、私法規定の適用にあたって十分しん酌されなければならない。

三菱樹脂事件

I 保障

憲法22条、29条より、広く経済活動の自由が保障される

↓:

企業者には、憲法22条、29条等により、経済活動の自由の一環として、雇入れの自由(=自己の営業のためにいかなる者をいかなる条件で雇入れるかを自由に決定する権利)が保障される。

2 90条違反(ないし1条3項違反)の判断基準

企業者が特定の思想信条を理由として雇入れを拒むことは当然に違法となるものではない。また、そうである以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想・信条を調査し、そのためにその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも違法ではない

昭和女子大事件

I 学則制定権

大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であるから、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有する。特に私立大学は、建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによって社会的存在意義が認められ、学生もそのような伝統ないし校風と教育方針の下で教育を受けることを希望して当該大学に入学するものと考えられるから、上記の伝統ないし校風と教育方針を学則等において具体化し、これを実践することが当然認められるべきである。

もっとも、この包括的権能は無制限なものではなく、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものである。

II 処分の合憲性

学内の事情に通暁し直接教育の衝に当たるものの合理的な裁量に任すのでなければ、適切な結果を期し難い。

退学→慎重な配慮がもとめられるものの、結局、教育的判断

→退学処分⇒裁量減縮(エホバ参照)

☆団体の構成員への協力要請

①本件決議の内容は、「目的の範囲」(民34)内か

「目的の範囲」内か否かは、①当該法人の目的・性格、②強制加入性の有無、③問題となる人権の性質等を総合的に考慮して判断する。

(南九州税理士会事件)

①⑦法律上の設立義務

①目的の法定

⑦官庁の監督に服している

②強制加入団体で、実質的には会員に脱退の自由が保障されていない

税理士会のこのような性格に鑑みれば、会社とは異なり、「目的の範囲」にあるか否かについて**厳格に考える**べきである。

(八幡製鉄政治献金)

①②より、「目的の範囲内」かは、客観的・抽象的に観察して、目的を遂行する上で直接又は**間接に必要**であるかによって判断する。との下位規範
有効

(群馬司法書士)

目的は～、その目的達成のために直接又は間接に必要な範囲で他の司法書士会と連携・協力・援助するのも「目的の範囲」

⑦思想・信条の侵害なし+①低額→民90違反もなし

∴有効

♣ 新しい人権

13

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

・新しい人権

1 保障

あらゆる権利を認めることは人権の価値の低下をもたらすから、「幸福追求に対する国民の権利」とは、人格的生存に不可欠な権利と限定して解する。

*検討の手順としては、実体的に関係の近い個別的基本権である憲法第22条第1項の保障対象に含まれるかを検討し、含まれない場合には包括的自由権の一内容として保障されるかを検討すべき(R3)

・輸血拒否の自己決定

「意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない」

・氏を変更されない自由→保障なし

3(3) 審査基準

人格的生存に不可欠でない⇒合理性の基準

請求権の時には、制度準拠審査

・私生活上の自由

Ⅰ 保障

*収集段階ではプライバシー権の保障根拠たる個人の私生活領域に対する具体的危険が未だ存在していない

(1) 伝統的なプライバシー

13条後段の保障根拠は、**私生活への介入の排除により、個人の私生活領域を保護する点にある。私生活上の自由は、「幸福追求に対する国民の権利」として13条後段により保障されると解する。**

・私生活上の行状(伝統的) (「宴のあと」事件)

①私生活上の事実or私生活上の事実らしく受け取られるおそれあり
②非公知
③一般人の感受性を基準に、公開を欲しないだろう情報
⇒私生活上の自由

・前科のような公的情報

(原告)

前科はそれが公開されれば社会的生活を営むことが困難となる情報であり、私生活上の情報である。そのため、みだりに前科を公開されない自由は、13条後段によって保障される。

(反論)

前科は公的情報だから、私生活領域に関する情報ではない。

(私見)

時間の経過とともに公開されないことが合理的に期待される事項については、個人の私生活領域にあるものといえるため、それを公表されない自由は私生活上の自由として保護される。

・4情報(個人情報)

人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報

→個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報ではない。

↓もともと、

自己の望まない他者にこれを開示されれば、個人の私生活領域が害されるといえる。

∴上記4情報がみだりに第三者に開示又は公表されない自由は保障

*収集段階→制約なし

但、

α 公開する目的

β 情報が容易に漏えいする具体的な危険

⇒公表されない自由への制約を認める

∴みだりに～を公開されない自由に対する侵害の危険性が顕在化しているといえる

(2) 自己情報コントロール権

=他者が保有している自己に関する情報の

α 開示を請求する権利

β 外部利用や第三者利用を拒否する権利

γ 閲覧・訂正・利用停止の請求をする権利

伝統的なプライバシーの論証→保障なし

→客観法としての比例原則違反が問題となるに過ぎない。

→合理性の基準

↓もともと、

インターネットの発達

→それのみでは個人を特定できず、個人の私生活領域を脅かしえない情報で

あっても、ネットを通じて拡散し、類似の情報が集積

緻密な解析が可能

→個人の私生活領域が害される

∴保障

*非公開目的の4情報の時にも使える

3(1) 権利の重要性

○ポイント:情報の性質

- ・前科は公共の利害に関する事実であるが、最も他人に知られたくない情報の一つ

3(2) 制約態様

○基準:私生活の平穏へのインパクト

収集段階→弱い

但、 α 公開する目的

β 情報が容易に漏えいする具体的な危険

⇒強い

公開段階→強い

- ・本来、プライバシーは公共の場所においてはその保護が希薄とならざるをえず、受忍すべき範囲が広がる

3(3) 審査基準

4 あてはめ

*目的手段審査では、目的審査が主戦場

☆私生活上の自由 vs 表現の自由

*私人間効は論じない

1 私生活上の利益(本件自由)の保障

2 その制約

3(1・2):権利の重要性の較量

-1 本件自由の重要性

-2 表現の自由側の保障・重要性

3(3):基準定立

そこで、

(a)本件事実の性質及び内容、

(b)本件事実が伝達される範囲とAが被る**具体的被害の程度**、

(c)Aの社会的地位や影響力、

(d)本件事実を提供することの**目的や意義**、社会的状況の変化等諸般の事情を考慮し、

①**本件事実を公表されない法的利益が**

②**本件事実を提供する法的利益に優越することが明らかな場合には、削除請求が認められると考える。**

*「明らか」が要求されるのは、検索事業者など

㉞自身の表現行為といえる

ex.情報提供が方針に沿ってなされ、性質上一貫性が求められる

㉟国民の**知る自由**に資するため重要で、削除により思想の自由市場も歪む

*報道機関による報道との距離感

㊱インターネット上の**情報流通の基盤**として公共的な役割

が妥当するとき

*時間の経過→秘匿する利益はUP、情報提供の重要性はdown

♣ 平等原則

14 I

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1 別異取扱いの認定

本件処分は～に関し、～と～を区別している(本件区別)。これは、14条1項に反しないか。

2 「法の下」「平等」の解釈

まず、法適用が平等であっても法内容が平等でなければ個人の尊厳が無意味に帰するから、「法の下」には法適用の平等のみならず法内容の平等をも含む。

各人には事實的・実質的の差異がある以上、「平等」とは合理的区別を許容する相対的平等を意味すると解する。そのため、**事柄の性質に即応した合理的な別異取扱い**は、14条1項に反しないと考える。

3 基準定立=慎重な検討の要否

(原告)

まず、本件区別は民主主義の理念に照らし原則として不合理な区別を列挙した後段列挙事由に関する区別である

→ (反論) 例示列挙

→ (私見) : 確かに例示

↓ もっとも、

国籍法違憲判決は、⑦差別の対象となる権利利益が国籍という重要な地位であること、⑧自己の努力では脱却できない事由に基づいて差別がされていることを根拠に、⑨一定の立法裁量が認められる領域についても、慎重な検討を要求したものと解される。そこで、⑦・⑧が妥当する場合には、実質的関連性の基準により判断する。

(再反論)

⑦' 広汎な裁量→射程外…合理性の基準

4 あてはめ

目的(重要性 or 合理性)

手段適合性(実質的関連性 or 合理的関連性)

アファーマティブアクションの手段適合性については、

- ・プラス要素としてみつつ総合考慮なら OK
- ・一律+20点とかは OUT

*アファーマティブアクションは即効性に長けている(一時的な措置であつて、いわば平等を促す起爆剤のようなもの)。

長期的には、差別の基礎を見ないこと(女性が男性かを考慮しない)が、もっとも端的に目的を達成できる手段。

東京都管理職試験事件

国民主権の原理(1条、15条1項参照)に照らし、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている

普通地方公共団体が公務員制度を構築するに当たって、公権力行使等地方公務員の職とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築して人事の適正な運用を図ることも、その判断により行うことができる

∴事柄の性質に即応した合理的な別異取り扱い

サラリーマン税金訴訟

①区別の基礎は、14条1項後段列挙事由によるものではない

②30条・84条より、租税法の定立について国会の立法裁量

国政全般からの総合的な政策判断+極めて専門技術的な判断を要する
→裁量(広)

所得税法による前記区別は、その立法目的が正当なものであり、かつ、当該立法において具体的に採用された区別の態様が右目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、憲法14条1項に反しない

夫婦同氏事件

・13条後段違反なし

∴氏を変更されない自由は、保障なし

・14I違反なし

∴実際はともかく、民750は、男女で別異に取り扱っていない

・24I違反なし

∴婚姻の自由は十分尊重に値する

but 事実上制約されるにすぎない(正当化を要する制約はない)

・24II違反なし

∴裁量の逸脱濫用なし

♣ 選挙権

15

- I 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- II すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- III 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- IV すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

43 I

両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

44本

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。

44但

人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

47

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

I 保障

被選挙権(立候補の自由)は選挙権と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で極めて重要だから、15条1項により保障される(三井美唄炭鉱労組事件)。

3 審査基準

PI 選挙のルールに入ること自体の規制・ルールから締め出す規制の合憲性
=選挙権又はその行使制限(選挙に参加できるかレベルの規制)

☆在外邦人の選挙権についての判例(原告)

自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、選挙権又はその行使に関しては、原則として制限は認められず、例外的にやむを得ない事情、すなわち、制限をしなければ選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難となる事由がある場合に限って制限が認められる

(理由)

選挙権は議会制民主主義の根幹をなす重要な基本権
憲法も国民主権の原理(前文、1条)に基づき、国政に参加する権利を国民固有の権利として保障
↓その趣旨を確たるものとするため、
国民に対して投票をする機会を平等に保障している(15条1項、3項、43条1項、44条但書)

選挙権又はその行使の制限⇒

目的:選挙の公正の確保

手段:当該手段をとらなくては、選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難となる

☆拡大連座制の判例(自ら選挙の公正を害する行為をした者“等”(被告))

選挙の公正は、民主主義の基盤をなし極めて重要

選挙の公正が図られてこそ、選挙権や被選挙権もよりよく行使される

↓∴

自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることの合憲性は、**立法目的が合理的で、手段が必要かつ合理的であれば足りる**(//厳格な合理性の基準)

P2 選挙のルール of 妥当性という意味での合憲性

☆個別訪問の禁止

原告:表現の自由の制約で、自己統治の価値が高い→厳格審査基準

被告:(判例)

間接的付随的規制→合理性の基準

理由(補足意見):47条は、選挙運動のルールについて国会の立法の裁量の余地の広いという趣旨を含み、ルールの内容については広く立法政策に委ねられている

☆制度の論理の裁量統制(一票の格差についての判例)

ア 枠組み

47条は、選挙運動のルールについて国会の立法の裁量の余地の広いという趣旨を含み、ルールの内容については広く立法政策に委ねられている。そこで、一票の格差についての判例に照らし、①基本決定が、国会が正当に考慮できる政策目的を考慮したものであって、②具体的な制度は、基本決定と首尾一貫したものであれば合憲であるとの反論が想定される。

〈[P2]に当たることの認定〉

ただし、いかに国会の裁量が広くとも、選挙制度の原則に適ったもの、すなわち、**共通の土俵の上で、共通の手段・方法をもって、平等なものでなければなら**ないと考える。

イ あてはめ

S1:そもそもベースラインが妥当なものか(合理性)

S2:それに即した合理的な制度か(首尾一貫性≒上向き的手段適合性)

*一票の格差についての判例は、「**政策本位、政党本位の選挙制度**」という基本決定をベースラインとし、これと首尾一貫しているかを審査

◦ポイント

(原告)

[P1]にあたる(or☆在外邦人の選挙権についての判例の射程拡張)

(被告の反論)

選挙に関する事項は法律で定めるものと規定し(憲法43条2項、44条本文、47条)、両議院の各選挙制度の仕組みの具体的決定を国会の裁量にゆだねていることからすると、その裁量の範囲内において選挙権に必要な制限を加えることが許されるとの反論が想定される。

(私見)

しかし、たとえ選挙の仕組みに関わる事項であったとしても、選挙人が選挙の結果に及ぼす影響力が皆無になる重大な選挙権行使の機会の制限であれば格な司法審査を行うべきである。

一票の格差

⑨14条、44但違反？

制度の論理→広汎な裁量を逸脱して初めて、違憲

↓

「法の下に平等」→選挙権の内容(各選挙人の投票の価値)の平等も、憲法上の要求

↓

いかに投票価値の平等が重要と言っても、国会が正当に考慮できる他の政策的目的ないし理由と調和的に実現されるべきもの

↓そこで、

国会が正当に考慮できる他の政策的目的ないし理由に係る諸事情を総合的に考慮した上でなお、立法裁量の行使として合理性を有するといえるかで判断

↓

(あてはめ)

*違憲の瑕疵がある場合、その瑕疵のある部分のみならず、全体として違憲の瑕疵を帯びる

*事情判決の法理(行訴法31条参照)により、無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるべき